第百七十八条の二の二　内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、対象出資のうち重要な出資に係る十五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　前項の場合において、対象出資のうち同項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額に対応する部分以外の部分の額の合計額が重要な出資に係る六十パーセント基準額を上回るときは、その上回る部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）

第百七十八条の三　内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2　内部格付手法採用金庫が信用金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であって第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額については、当該エクスポージャーの額の合計額のうち少数出資に係る十パーセント基準額に相当する部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とし、それ以外の部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）

第百七十八条の四　内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

第百七十八条の四の二　内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、特定項目のうち第十九条第一号又は第三十一条第一号の算式における普通出資等Ｔｉｅｒ１資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

（国内基準金庫である場合に損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出）

第百七十八条の五　内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、損益又は評価差額がその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等の項目として計上される資産の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、時価による評価替え又は再評価を行わない場合の額を用いなければならない。

第百八十六条第二項中「第百五十一条第三項及び第五項」を「第百五十一条第四項及び第六項」に改める。

第百八十八条第二項に次の一号を加える。

三　債務者の特性に応じ、ストレスがかかった状況における資産価値変動に対する債務者の耐性を適切に反映させること。

第百九十二条第二項中「（銀行法施行令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）」を削る。

第二百三十八条を次のように改める。

（内部格付手法を用いるための追加的条件）

第二百三十八条　内部格付手法を用いる信用金庫又は信用金庫連合会については、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める要件を当該手法の採用及び継続使用の条件とする。

一　国際統一基準金庫　第十九条第三号及び第三十一条第三号の算式により得られる比率が八パーセント以上であること。

二　国内基準金庫である信用金庫連合会　当該信用金庫連合会を国際統一基準金庫であるとみなして第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が四・五パーセント以上であること。

三　信用金庫　内部格付手法を用いるために十分と認められる自己資本比率を維持していること。

第二百四十七条の見出しを「（千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー）」に改め、同条第一項中「控除項目」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用した額を信用リスク・アセットの額」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　この章の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー

第二百四十七条第二項中「自己資本控除とされる」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される」に改める。

第二百四十八条第二項中「第六章第六節」の下に「の規定」を加え、同項第二号ニ中「引き受け」を「引受け」に改める。

第二百四十九条第一項第一号イ及びロ並びに同項第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第二項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第八項中「すべて」を「全て」に、「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトの適用」に改める。

第二百五十一条第二項中「第六章第六節」の下に「の規定」を、「第百二十条第二号中」の下に「適格格付機関が格付を付与しているもの」とあるのは「適格格付機関が4―3以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しており、かつ、信用リスク削減手法を勘案する当初の時点において、適格格付機関が4―2以上の信用リスク区分に対応する格付を付与しているもの」と、」を加える。

第二百五十四条第五項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百五十六条第一項第一号及び第二号の表中「自己資本控除」を「千二百五十」に改め、同条第四項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。

第二百五十七条第三項中「自己資本控除」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改め、同条第四項中「前項で自己資本控除」を「前項の規定により千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に、「自己資本控除の額」を「千二百五十パーセントのリスク・ウェイトが適用される額」に改める。

第二百六十六条第二項中「を自己資本控除」を「に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを適用するもの」に改める。